

3-5 設計等における数値の扱い

(1) 設計単価等の扱い

設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。

$$(\text{設計に使用する単価}) = (\text{内税単価}) \div (1 + \text{消費税率})$$

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

(2) 端数処理等の方法

① 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）

単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

② 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

③ 歩掛

歩掛を補正する際の端数は、小数第2位（小数第3位以下切捨て）とする。

④ 単価表の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

⑤ 内訳書の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

⑥ 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

⑦ 業務価格の端数処理

業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切捨て）するものとする。

(3) 設計数量表示単位

① 設計数量の表示単位及び数値は、別表「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。

② 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。

③ 「設計数量表示単位一覧表」以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、同表及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。

④ 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。

⑤ 設計数量の表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は「1式」を原則とする。

⑥ 設計表示数値に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。

3-6 用地測量業務に係る諸経費率

- 1 用地測量業務に係る諸経費率については、第1編測量業務 第1章測量業務積算基準 に定める諸経費率を適用するものとする。
- 2 用地測量業務と調査業務を合併して積算し発注する場合の用地測量業務に係る諸経費率は、用地測量業務の直接測量費に対する諸経費率によるものとする。